

とくしま若者回帰プロジェクト事業 仕様書

1 事業名

とくしま若者回帰プロジェクト事業

2 目的

県内の高校生や大学生を始め、進学を機に県外へ転出した大学生等の若者及びその保護者に対し、「とくしま回帰」への意識を醸成するため、若者が本県の持つ豊かな自然や特産品、新しい働き方や伝統文化など、あらゆる分野で若者目線による情報発信を行い、県内外の若者が徳島の魅力を再認識するほか、「徳島にゆかり・関心のある若者」と「地域」の交流を推進することにより、若者世代の定住やU I Jターンの促進を図る。

3 業務内容

(1) とくしま若者回帰アンバサダー（以下、「アンバサダー」という。）業務

とくしま若者回帰アンバサダーとは、若者世代で、徳島にゆかり・関心のある若者が自らの目線で SNS などの手段を用いて情報発信を行うことで、同世代のとくしま回帰につなげることを目的に、徳島県知事が委嘱している者である。

ア 令和5年度アンバサダー候補者募集のための広報及び候補者の確保

- ・アンバサダー候補者募集の広報活動を行うこと。
- ・具体的な戦略を立て、アンバサダー候補者（25名以上）を確保すること。うち、1割以上の候補者については徳島県内だけでなく、首都圏、大阪圏など県外地域からも確保すること。

イ アンバサダー候補者事前説明会の開催

- ・令和5年度アンバサダー候補者に向けて、アンバサダー制度についての事前説明及びフォローを行うこと。
- ・候補者が開催地へ赴くことが難しい場合には、オンラインによる説明会が開催できるようにすること。

ウ アンバサダー活動の運営及び支援

- ・アンバサダー制度（別添「とくしま若者回帰アンバサダー制度要綱」に基づく）について理解した上で、各アンバサダーが行う県内企業等への取材同行や撮影、投稿記事の校正及び編集を行うこと。
- ・月1回以上、各アンバサダーが作成した記事を「県移住交流サイト内 若者コンテンツ」など、県が指定したHP、SNS等へ投稿すること。
- ・アンバサダーへの活動経費の支払を行うこと。
- ・活動支援の対象となるアンバサダーは、これまで委嘱した者と令和5年度に新たに委嘱する者を含め、125名以上になることから、フォローアップを通じた活動支援体制を強化すること。

エ アンバサダーの交流促進について

- ・月1回程度、アンバサダー同士の交流の場を設けること。
- ・開催にあたり、とくしま回帰イベントの企画提案や、SNS等を活用した情報発信

の更なる活性化等、アンバサダーにとって有意義な場となるよう、実施内容についてテーマを定め、年間スケジュールを設定し、実施すること。

- ・徳島県ふるさとワーキングホリデー事業受託者とも連携を図り、徳島にゆかりのある若者が交流できる場づくりを積極的に行うこと。
- ・県外在住のアンバサダーへのヒアリングを行い、活動の支援等を行うこと。
- ・不測の事態により対面開催が難しい場合においても、オンライン等により開催すること。

(2) とくしま若者情報発信支援及び運用業務

ア 「県移住交流サイト内 若者コンテンツ」全体の企画運営及び進行管理

掲載内容の取材、写真等の撮影を含む、サイト全体の企画、編集に係る一切の作業及び進行管理を行うこと。

イ SNSを活用した情報発信

既存の SNS (Instagram, Twitter, LINE) での発信をそれぞれ週 1 回以上行い、就職関連情報、若者向け参加イベントや地域情報等、若者が求める情報を積極的に発信すること。なお、必要に応じて県より情報発信を依頼することがある。

ウ 若者の将来的な「とくしま回帰」や「若者の関係人口づくり」を意識した情報発信に努めること。

(3) 「徳島にゆかり・関心のある若者」と「地域」との交流イベント開催業務

アンバサダーをはじめ、県内学生、地域おこし協力隊、若手起業家、ビジネスマンなどを対象に「徳島の若者人材」同士のコミュニティの活性化・ネットワーク拡大や若者人材と本県との繋がりづくりの強化を図るイベントを開催すること。

(4) 指きりげんまん！ LINE でつながる赤い糸業務

「AWAIRO」LINE の登録者数を増やすための広報の実施

「AWAIRO」LINE とは、徳島から県外へ転出した若者を対象に、定期的に徳島の魅力情報を発信し、徳島と継続的に繋がり・関心を持ち続けていただくことにより、徳島ゆかりの若者の将来的な徳島ファン創出やとくしま回帰に繋げていくことを目的とするツールである。なお、令和 5 年 2 月末時点での登録者数は約 5,600 人である。

- ・学生向けイベントへの出展等や、創意工夫を凝らしたプロモーションにより、「AWAIRO」LINE の登録者数を「令和 5 年度中に 1,000 人程度増やす」こと。

(5) その他とくしま若者回帰プロジェクトの推進に関すること

「とくしま回帰」への機運を醸成する効果的な事業の実施や魅力発信に向け、本県ゆかりの若者や関係者が企画・検討する会議を、必要に応じ開催すること。開催にあたっては、若者や関係者等の会議参加者と連絡調整等を行うこと。

4 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

5 委託料

見積限度額は5,649,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

(1) 対象となる経費

・本事業に係る直接経費

人件費(給与・賃金等), 報償費(講師謝礼等), 旅費(出張旅費・講師旅費等), 印刷費, 会場等の経費, 消耗品等(消費税相当額を除く事業費総額の10%以内とする)

(2) 対象とならない経費

- ・土地, 建物, 備品(オフィス機器, 家電, デジカメ, パソコン等の物品の取得費)
- ・施設・設備の設置費, 改修費
- ・その他, 本事業との関連性が認められない経費
- ・国, 地方公共団体の補助金, 既に支弁されている経費

6 成果品

- (1) 「県移住交流サイト内 若者コンテンツ」で取得, 作成した全ての電子データ
- (2) 告知チラシ等, 作成した広報物があればその電子データ一式
- (3) 徳島ゆかりの若者と地域の交流促進イベントにて得られた参加者情報等
- (4) 「AWAIRO」LINE 運用により得られた電子情報等

7 留意事項

- (1) 取得した個人情報については, 徳島県個人情報保護条例等を守り, 適正に取り扱うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は, 速やかに県と協議すること。
- (3) 著作権, 肖像権等に関して, 権利者の承諾が必要な場合は, 受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (4) 本業務で作成した成果品の著作権は, 受託者である県に帰属する。
- (5) 事業完了報告書を令和6年3月31日までに提出すること。